

表1. 高森家文書目録

I 鑄物師由緒・取決関係 (仁安の御繪旨、仲間座法、諸役免除などの願書) 26件26点							
No	年代 (年・月・日)	名称 (表題)	差出 (作成者)	受取	形態	法量 (縦×横cm)	備考
1	原本は 仁安2(1167)・11・	仁安の御繪旨写 (蔵人所牒)	蔵人所(出納明法生 中原 他4名)	燈爐御作手鑄物師等所河内国丹南郡狭 山郷内日置庄鑄物師散在等所	卷子	32.8×171.0	宿紙(薄墨色の紙)。「御繪旨」と墨書された木箱入り。
2	原本は 仁安2(1167)・11・	仁安の御繪旨写 (蔵人所牒)	蔵人所(出納明法生 中原 他4名)	燈爐御作手鑄物師等所河内国丹南郡狭 山郷内日置庄鑄物師散在等所	繼紙	24.3×136.5	「1」の写し。「御繪旨之寫」「原本/薄墨紙/縦一尺一寸一分横五尺二分」との貼紙。裏打 済。朱でカナ、返り点などが加筆。「1」と同じ箱入り。
3	文政7(1824)・9・	鑄物師職許状	美濃守齋部宿祢 (真継康寧)	越中国射水郡 高岡金屋町鑄物師 高森久右衛門	縦紙	33.3×52.0	宿紙(薄墨色の紙)。康寧(ヤサタ)は真継家12代目(1783~1827)。
4	嘉永2(1849)・10・ 19	金屋町鑄物師仲間規定 (四番金屋規定之事)	釜屋久右衛門	釜屋 弥兵衛・十右衛門・宗兵衛・久左衛 門	繼紙	24.0×60.0	少虫。歩持の割合により割当・譲替する者がいても仲間内で引取る。不時の修復入用が あっても仲間内で割符すること等。1枚ずつ4人に渡す。嘉永7年(1854)の可能性もある。
5	慶応2(1866)・5・?	金屋町鑄物師仲間規定 (四番吹場規定之事)	釜屋与四兵衛	釜屋久右衛門	縦紙	24.1×35.7	虫損。金屋町々頭 権右衛門・長右衛門の裏書あり。
6	慶応2(1866)・5・?	金屋町鑄物師仲間規定控 (四番吹場規定之事)	釜屋与四兵衛	釜屋久右衛門	縦紙	24.3×35.5	上記史料の控え。
7	?・10・18	吹日等規定証文(四番金屋規定事)、 与四兵衛新たたらに付願状(乍憚御小 紙奉願上候)	久右衛門	肝煎 義太郎	切繼紙	14.8× (約83.0)	虫損。久右衛門と与四兵衛との「新たたら」についての争いの結果の和解を確認する権右 衛門・甚右衛門の奥書あり。冒頭部分断。
8	寅[嘉永 7(1854)?]・7・?	金屋町絵図に名前書入願状写(乍憚 小紙を以御願上候)	金屋町釜屋 弥兵衛	高原屋 文九郎	切繼紙	15.6×125.3	虫損。四番金屋の歩持、先祖代からの由緒についてなど。高原屋文九郎(逸見文九郎) とあることから「寅」は嘉永7年(1854)か?
9	嘉永7(1854)・8・?	久右衛門吹場の内弥兵衛分に付奉行 所へ上申願書	金屋町久右衛門セ かれ久之助 他2名	高原屋 文九郎	切繼紙	15.5×196.8	虫損甚だし。後半部一部補修済。弥兵衛が難渋していた際、四番吹場の内から2歩の土 地を預かったが、今吹場の大普請等の借金が返済不能による争論。年代は本史料と同文 である下記史料に明記されており判明。
10	嘉永7(1854)・8・?	久右衛門吹場の内弥兵衛分に付奉行 所へ上申願書控	金屋町久右衛門セ かれ久之助 他2名	高原屋 文九郎	繼紙	24.1×174.8	虫損。上記史料の控え。
11	?・?・?	鑄物師仲間書上帳 (場参金屋書物写上ヶ申控)			横半帳	13.1×18.5	少虫。10丁(墨付6丁)。久右衛門・弥平・十右衛門・久左衛門・宗兵衛の仲間5人の割符 や、書類の書き上げの写しなど。「文化十(1813)酉八月廿一日二相改」の記述あり。
12	?[正徳 3(1713)?]・11・22	金屋町鑄物師炭数等につき報告書写	(新川郡奉行) 神子田孫七郎(良 正)、高島源藏(定 恒)	(高岡町奉行) 石川主計(守勝)、 今村喜太夫(正房)	繼紙	24.1×32.0	虫損甚だし。高岡鑄物師の燃料の炭は新川郡(水橋・愛本)などから(特権を持つ木町商 人を通さず)直接買っていた。正徳3年8月に炭を積んで千保川を登っていた高岡鑄物師 の舟が木町の舟見伝助に抑留され、奉行所に訴えて事なきを得た事件があったので、本 史料はその関連であろう。
13	延享1(1744)・9・?	高岡鑄物師諸役免許願状控(乍恐口 上書を以奉願上候)	金屋町釜屋鑄物師 与三左衛門他30名	高岡町奉行所	繼紙	24.1×96.0	虫損甚だし。利長よりの由緒や、宝永2年(1705)に諸役が由緒を以て免除されたことを述 べ、近年また緒役が課され「迷惑至極」であり、また免除を願い出ている。
14	寅[明和 7(1770)]・閏6・?	諸役免許除願状控 (乍恐口上書を以奉願上候)	金屋町鑄物師 万右衛門他34名	高岡町御会所	繼紙	24.8×98.2	虫損甚だし。仁平3年(1153)の源三位頼政の鶴退治(仁平の故事)以来の高岡鑄物師の 由緒を記し、諸役(馬借銀など)免除を願い出ている(『高岡市史』(中巻)p196~198に翻 刻掲載)。13人目以降は裏に連署。

15	卯〔明和8(1771)〕・2・?	馬借銀宿役等御用銀免除再願書写(乍恐重而書付を以奉願上候)	金屋町鑄物師 万右衛門(中略) 弥次兵衛	高岡町御会所	継紙	24.7×38.4	少虫。年代は「去年閏六月」に願い出たとあるので、上記史料の翌年であると推察。
16	明和8(1771)・5・10	諸役免除願に付町会所よりの答書及び鑄物師請書写	高岡町会所(町方三役)・惣鑄物師	町年寄・町会所・鑄物師	継紙	23.0×109.6	虫損。ウハ書「明和七年寅同六月願出シノ同卯五月十日願書返り」。上記願書の返書(『市史』(中巻)p206～208に翻刻が一部掲載)。特権は再確認されたが、鑄物師職以外の商売には緒役がかかるなどと通達。
17	巳〔安永2(1773)?〕・10・10	御用銀馬借銀免除願書写(乍恐口上書を以奉願上候)	金屋町鑄物師弥右衛門、同久右衛門他2名	高岡町御会所	縦紙	23.2×33.0	少虫。「巳年」の年代は不明だが、「去々々御難題成御願申上候」とあり、「去々々」を明和8年とすることによる推察。
18	午〔文化7(1810)〕・10・29	仏具屋基右衛門灯笼鑄造一件に付一札写	(高岡町奉行) 野村五郎兵衛、 小堀八十太夫	真継美濃守(康寧)、 奥村左京	継紙	24.0×110.8	虫損。高岡中島町の仏具屋基右衛門は文化7年に勝興寺の唐金台灯笼を鑄造したことに對し、金屋町鑄物師は訴えて勝訴した。その際に真継家の協力を仰ぎ、高岡町奉行所へ申入れをしてもらった。本史料はその関連。後半部は10月23日付で両奉行より奥村左京への報告書の写し。左京は年代から八家奥村支家11代質直であろう。「仏具屋基右衛門書附一件」の付箋付き。
19	?〔亥〕・12・?	長右衛門鑄物師旧職名乗りに付差止願書写(乍恐書付を以奉願上候)	当職鑄物師 彦兵衛 他8名	高岡町 御会所	継紙	24.0×88.6	虫損甚だし、上部ヤブレ。砺波郡駒方村より久右衛門へ奉公していた、長右衛門が真継家へ偽って旧職(由緒)鑄物師の様に申立て、許可書を買ってしまったので、それを差止めるために真継家へ上申してよいか、高岡町会所への伺い。「旧家等長右衛門一件」付箋。「御拝領地古書物入」の包紙。
20	文政8(1825)・?(初冬)・?	長右衛門鑄物師旧職名乗りに付等申渡写(鑄物師例旧記等御才判御書立之写)	奉行所	肝煎・鑄物師	継紙	23.9×188.3	虫損甚だし、上部ヤブレ。上記の一件を含めた、高岡鑄物師や(恐らく金屋町の)肝煎と奉行所との間でやり取りされた記録の写し。「旧家等長右衛門一件」付箋。「御拝領地古書物入」の包紙。
21	戌〔天保9(1838)〕・5・26	鑄物師口銭等免除願出に付書上写	(高岡町奉行) 由比忠左衛門・ 大橋作之進	御算用場	切継紙	15.6×65.8	虫損、シミ。後半部一部補修済。6月7日付の算用場から両奉行に宛てられた不承諾の旨の奥書あり。年代は両奉行在任の重複期間からの推定。
22	?〔子〕・12・8	四郎右衛門新吹場建設に付和談次第書上控	金屋町々頭 権兵衛・久右衛門 ・与四兵衛	高岡 町御会所	継紙	21.0×70.5	少虫、シミ。「鑄物師一卷入」の包紙内にあり。金屋町の四郎右衛門が建設。「四郎右衛門方たゝらの書附」付箋。
23	?〔未〕・閏7・?	拝領地之内貸地年貢米に付願控(乍恐書付を以奉願上候)	金屋町釜屋 久右衛門	高岡町御会所	継紙	24.1×160.2	少虫。金屋町(溜?)屋八兵衛に屋敷分だけを拝領地から貸し、その年貢米(地代)1斗9升5合を取っていたが、最近は未納である。何箇所も印あり。文面を推敲している。「鑄物師一卷入」の包紙内にあり。
24	?〔午〕・10・?	金屋町拝領地境目に付答書写	金屋町々頭 釜屋 久右衛門、釜屋与 四兵衛	高岡町御会所	継紙	24.1×157.6	虫損甚だし。金屋町と横田村との拝領地の境目論争。横田村が差出した書付の相違点を述べると冒頭にある。「御拝領地書附」の付箋。「御拝領地古書物入」の包紙。
25	?〔丑〕・8・28	久兵衛久右衛門争論に付詫待願状	久兵衛組合 釜屋万四郎他5名	梅染屋 仁右衛門	切紙	24.1×29.1	少虫。争論の内容は不明。来る6日まで詫びを待ってほしい旨。守山町の梅染屋(桑山姓)で「仁右衛門」を名乗るのは6、7代で18世紀前半の人物。
26	?・?・?	勅許鑄物師看板		高守久右衛門政明	木製 看板	174.0×28.5	虫損甚大。「(菊紋)勅許御鑄師 高守久右衛門政明」と墨書。